

大学が独自に設定する科目（2022年度以降入学生適用）

（中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状）

○は必修科目

必要単位数	授 業 科 目	単 位	配当 学年	授業科目の 開講学部等	備考
<中学校教諭一種免許状取得の場合> 4単位以上 ※ただし、いずれの場合も右記の科目以外で、「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「教科及び教科の指導法に関する科目」の必要単位数を超えて修得した単位を含むことができる。注3	特別支援教育 実践研究	2	2	教職課程設置科目	
	○介護等体験	1	3	教職課程設置科目	注1
	○教職特講	2	3	教職課程設置科目	
<高等学校教諭一種免許状取得の場合> 12単位以上 ※ただし、いずれの場合も右記の科目以外で、「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「教科及び教科の指導法に関する科目」の必要単位数を超えて修得した単位を含むことができる。注3	道徳の理論と指導法 (中・高)	2	1	教職課程設置科目	注2
	特別支援教育 実践研究	2	2	教職課程設置科目	
	介護等体験	1	3	教職課程設置科目	注1
	○教職特講	2	3	教職課程設置科目	

注1 「介護等体験」は、小学校・中学校教諭一種免許状取得における必修科目です。

注2 「道徳の理論と指導法（中・高）」は、中学校教諭一種免許状の取得においては「教育の基礎的理解に関する科目等」（必修）として扱われ、高等学校教諭一種免許状の取得においては「大学が独自に設定する科目」として扱われます。

注3 「教育の基礎的理解に関する科目等」は、中学校教諭一種免許状取得においては27単位、高等学校教諭一種免許状取得においては23単位を超えて修得したものを含むことができます。「教科及び教科の指導法に関する科目」は、中学校教諭一種免許状取得においては28単位、高等学校教諭一種免許状取得においては24単位を超えて修得したものを含むことができます。

※留意事項

●すべて教職課程が設置する科目（教職課程設置科目）で、教育職員免許状取得のための必修科目です。「教職課程設置科目」は、卒業必要単位に加えられません。

（小学校教諭一種免許状）

○は必修科目

必要単位数	授 業 科 目	単 位	配当 学年	授業科目の 開講学部等	備考
<小学校教諭一種免許状取得の場合> 2単位以上 ※ただし、いずれの場合も右記の科目以外で、「教職に関する科目」及び「教科に関する科目」の必要単位数を超えて修得した単位を含むことができる。	子どもの発達と文化	2	1	こども発達学科	
	○介護等体験	1	3	こども発達学科	
	子ども論特殊講義	2	1	こども発達学科	